

長崎市公告第106号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年9月30日

長崎市長 鈴木 史朗

1 業務の概要

（1）業務名

池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託

（2）業務内容

池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

（4）履行場所

指定場所

（5）予算額

3,000,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

（1）長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

（2）参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」又は「コンピュータ・ソフトウェア維持管理」の業種で登録がある者であること。

（3）（2）の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。

（4）長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと。

（6）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

（7）本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

（8）委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3（2）の担当課まで連絡するものとする。

（1）説明書の交付期間

公告日から令和8年11月9日（月）（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時45分から17時30分まで。ただし、説明書の交付期間最終日である令和8年11月9日（月）は、8時45分から17時まで。

（2）説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階

長崎市文化観光部観光政策課（電話：095-829-1152）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

（1）参加表明書の提出期限

令和8年10月13日（火）17時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

（2）参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、下記メールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

ア プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 業務等実績調書（様式ウ）

令和3年度から令和7年度までに完了した同種業務の受託実績について記載するとともに、当該業務の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書等の写し）を添付すること。

提出先：kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

ただし、データ容量が5MBを超える場合は、別途アップロード用のURLを発行するため、期限までにアップロードできるよう本市へURLの発行依頼を行うこと。

（3）受領確認

長崎市の担当者が受信を確認した場合には、送信された電子メールに対し受信した旨の返信を行う。

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和8年10月15日（木）

6 説明書等に対する質問に関する事項

（1）説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メールにより受け付ける。

電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メールにより下記（３）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（２） 説明書等に対する質問の提出期限

令和８年 10 月 15 日（木）17 時必着

（３） 質問書送信先

長崎市文化観光部観光政策課

電話：095-829-1152

E-mail: kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

（４） 質問に対する回答

令和８年 10 月 21 日（水）17 時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

（１） 提案書の提出期限

令和８年 11 月 16 日（月）17 時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

（２） 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、６（３）のメールアドレスに送付すること。

ただし、データ容量が５MBを超える場合は、別途アップロード用のURLを発行するため、期限までにアップロードできるよう本市へURLの発行依頼を行うこと。

8 ヒアリングの実施

（１） ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が５者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく１次審査を実施し、５者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が５者を超える場合であっても、市長が５者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

（２） ヒアリング予定日：令和８年 11 月 19 日（木）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会（又は審査会）は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績※	業務等実績調書（様式ウ）	提案者が令和3年度から令和7年度までに完了した同種業務の実績について評価する。 10点：同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で、かつ、5件以上ある。 8点：同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で、かつ、4件ある。 6点：同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で、かつ、3件ある。 4点：同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で、かつ、2件ある。 2点：同種業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模で、かつ、1件ある。 0点：同種業務実績があるが、実績の内容・成果が本業務に比し見劣りする。	10
	実施体制	組織調書（様式イ） 配置予定者調書（様式エ）	(1) 業務に応じた担当者の配置や構成が明確である、(2) 迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。 10点：(1)、(2)のいずれにも該当する。 6点：(1)、(2)のいずれかが該当しない場合。 0点：(1)、(2)のいずれにも該当しない場合。	10
実施方針等評価	業務実施方針	業務の実施方針（様式ケ）	本業務の目的、条件、内容等の理解度を評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：本業務に支障がない程度である。 4点：劣っている。 0点：非常に劣っている。	10
	業務の実施手法	業務の実施手法（様式カ）	本業務の工程計画について、業務フローが本業務と整合しているか、業務量や進捗を把握できるものになっているか評価する。 10点：妥当性が非常に高い。 8点：妥当性が高い。 6点：本業務に支障がない程度である。 4点：妥当性が低い。 0点：妥当性が非常に低い。	10
※実施方針等評価	企画内容		【映像表現力】映像構成の満足度が高く、多くの利用者を見込めるような内容かどうか評価する。 20点：非常に優れている。 16点：優れている。 12点：本業務に支障がない程度である。 8点：劣っている。 0点：非常に劣っている。	20
	操作性	提案書（第4号様式、様式サ及び任意様式）	誰でも操作しやすいような工夫がされているかどうか評価する。 10点：非常に優れている。 8点：優れている。 6点：本業務に支障がない程度である。 4点：劣っている。 0点：非常に劣っている。	10
	独創性		(1) 仕様書に定められていない専門技術・知見に基づく独創性の高い提案、(2) 仕様書に定められていない有益な提案がある場合に評価する。 10点：(1)、(2)のいずれにも該当する場合。 6点：(1)、(2)のいずれかが該当しない場合。 0点：(1)、(2)のいずれにも該当しない場合。	10
参考見積	業務コストの妥当性※	提案資料（任意様式）	業務コストの妥当性について評価。 価格点の算定式＝満点(20点)×各提案者の提案金額のうち最低額÷各提案者の提案金額 (ただし、小数点以下を切り捨て)	20
合 計				100

○「※」の評価項目はヒアリング前に事務局にて審査する。

○合計得点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計得点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計得点が最も高い者を受託候補者として決定する。その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、審査会において委員協議のうえ、決定する。

○「提案内容評価」において、審査委員のうち1名でも合計得点が0点の場合、受託候補者として特定しない。

イ 委員名は次のとおりとする。

	所 属	職 名	氏 名
1 (委員長)	文化観光部	部長	前田 孝志
2 (職務代理者)	文化観光部 観光政策課	課長	柴田 恭郎
3	北総合事務所 地域福祉課	課長補佐	草野 賢二
4	北総合事務所 外海地域センター	係長	山下 時彦
5	情報政策推進部 DX 推進課	係長	遠藤 知容
6	文化観光部 観光交流推進室		向井 莞大
7	企画政策部 広報広聴課		林田 裕美子
8	文化観光部 観光政策課		徳久 麻央

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会（又は審査会）からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年11月20日（金）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっては、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

(3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

(6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14 階

長崎市文化観光部観光政策課 担当：濱田、坂本

電 話 095-829-1152

FAX 095-829-1232

電子メールアドレス kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp